

## ＜公益財団法人東京YMCA 2018年度サマーキャンプ規定＞

お申込み前に以下ご確認ください。

### ■キャンプ参加費に含まれるもの

- ①日程に明示した運送機関の運賃・料金(普通席)
  - ②日程に明示した宿泊の代金及び税・サービス料、食事の代金及び税、サービス料、観光の代金(入場料金・ガイド料金)
  - ③引率(添乗)サービス代金
- ※上記サービスを参加者のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

### ■キャンプ参加費に含まれないもの

前項の他はキャンプ参加費に含まれません。その一部を例示します。

- ①長期キャンプ等におけるお土産代・スキーキャンプにおけるリフト代、レンタル用品代等
- ②ご自宅から発着地までの交通費宿泊費

### ■お申込み条件

- ①お子様(20歳未満)のご参加について、保護者自筆の参加申込書が必要です。
- ②身体に障がいのある方、健康を害している方はその旨をお申出下さい。キャンプに支障をきたすと当法人が判断する場合は、お申込みをお断りさせていただく場合があります。

### ■お申し込み方法と契約の成立・キャンプ参加費のお支払い

- ①Webにてご予約後、予約日を含む7日以内に申込書(原簿)に所定の事項を記入し、申込金を添えてお申込みいただきます。
- ②Web予約時点では正式な契約は成立しておらず、東京YMCAが申込書と申込金を受理した時に契約は成立します。
- ③申込金はキャンプ参加費、または取消料もしくは違約料のそれぞれ一部として取り扱います。7日以内に申込金の支払がなされなかった場合、ご予約がなかったものとして取扱う場合がございます。
- ④参加費残金はキャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。

### ■参加要項

確定した運送機関、宿泊先名等が記載された参加要項はキャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって6日目に当たる日までに交付します。但し、キャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申込みがあった場合はキャンプ開始日前日に交付することができます。なお、期日前であってもお間合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

### ■キャンプ契約内容・参加費の変更

- ①当法人は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当法人の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することができます。また、その変更に伴いキャンプ参加費を変更することもあります。
- ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、キャンプ参加費を変更することができます。増額する場合は、キャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけキャンプ参加費を減額します。

なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載したキャンプ終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

### ■取消料(参加者によるキャンプ契約の解除)

- ①参加者は、いつでも規定の取消料を支払って、キャンプ契約を解除することができます。但し、解除のご連絡は当法人の受付時間内営業時間内にのみお受けいたします。
- ②取消料は、契約成立後、参加者のご都合により契約を解除する場合、代金に対して参加者お1人様につき、次に定める取消料を頂きます。
- ③次の場合は、取消料はいただけません。
  - (a)契約内容に重要な変更があったとき。
  - (b)著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金によって旅行代金が増額されたとき。
  - (c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、キャンプの安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれのが極めて大きいとき。
  - (d)当法人が参加要項をキャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって6日目に当たる日までに交付しなかったとき。
  - (e)当法人の責に帰すべき事由により当初の日程どおりのキャンプの実施が不可能になったとき。

取消日（契約解除の期日）		取消料（お1人様）
キャンプ開始日の 前日から起算して さかのぼって	a) 21日前まで (デイキャンプは11日前まで)	無料
	b) 20日～8日前まで (デイキャンプは10日～8日前まで)	参加費の20%
	c) 7日～2日前まで	参加費の30%
	d) キャンプ開始日前日	参加費の40%
	e) キャンプ開始日当日 (f を除く)	参加費の50%
	f) キャンプ開始後又は無連絡不参加	参加費の100%

#### ■払戻し期日

解除の翌日から起算して30日以内

#### ■当法人によるキャンプ契約の解除

次の場合、当法人は契約を解除する場合があります。  
参加者の代金の不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、当法人の関与し得ない事由によりキャンプの円滑な実施が不可能な時等。

#### ■最少催行人員

各キャンプの参加者数が定員の50%に満たない場合、キャンプを中止することがあります。その場合、キャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前にキャンプを中止する旨を通知いたします。

#### ■スケジュール管理等

当法人は安全で円滑なキャンプの実施の確保に努めます。参加者はキャンプ中、当法人の指示に従っていただきます。

#### ■ディレクター

全てのキャンプにはディレクター（東京YMCA職員）が同行いたします。ディレクターは、契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務を行います。

#### ■当法人の責任

当法人は、当法人が故意又は過失により参加者に損害を与えたときはその損害を賠償いたします（詳細はお問い合わせください）。

#### ■参加者の責任

当法人は参加者の故意又は過失により当法人が損害を被ったときは、損害の賠償を申受けます。

#### ■使用バス会社

京王観光、富士急行他同等バス

#### ■個人情報の取扱について

当法人は申込書に記載された個人情報について、参加者との連絡のために使用するほか、キャンプにおいて運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配のための手続き、または当法人の保険の手続きに必要な範囲で利用し、運送・宿泊機関等又は保険会社に必要な範囲で提供します。

#### ■条件基準日

2018年4月1日現在の運賃・料金を基準としています。

公益財団法人東京YMCA 野外教育センター  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-18-12